

第1条（目的）

本細則は各種委員会について、委員会の種類、設置の方法、運営の方法等について定める。

第2条（委員会の種類及び所管事項）

各種委員会には次の委員会を置く。各種委員会は特に規定のない限り理事会の下部機関とする。なお、各種委員会の設立及び廃止は評議委員会で決定する。

各種委員会の種類と所管事項

① 総務企画委員会：

同窓会の運営方法、行事の企画等総括的な事項
総会の運営、議事録作成等総会に関する事項
理事会、評議委員会の運営、進行及び議事録作成に関する事項
会則・細則等の改廃に関する事項
個人情報保護に関する事項

② 名簿管理委員会

会員の名簿情報の調査・収集及び修正作業に関する事項
会報発送戻り郵便物の追跡調査に関する事項
名簿情報データベースの修正及び管理に関する事項
同期会・クラス会への名簿情報の提供及び名簿情報の入手に関する事項
展示用名簿の作成に関する事項
会報発送封筒の宛名印刷と発送作業運営に関する事項

③ 会報委員会：

会報の企画・編集ならびに発行に関する事項
その他会報に関する事項

④ 会計委員会：

年度予算案及び決算案の作成
同窓会の会計に関する事項

⑤ 役員選出委員会：

役員の選出に関する事項

⑥ ホームページ委員会：

ホームページの作成・維持・管理、リニューアル等に関する事項

第3条（各種委員長及び委員の選任）

- 1) 委員長は理事中より会長が指名する。
- 2) 必要に応じて副委員長を置く。副委員長は委員長不在時委員長を代行する。
- 3) 副委員長は理事、評議委員の中から、委員は理事、評議委員、一般正会員の中から委員長が指名する。
- 4) 理事は原則として第2条に示すいずれかの委員会に所属するものとする。

第4条（任期）

- 1) 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、改選の時期は理事の改選の時期に同じとする。
- 2) 任期途中で交代があった場合、後任者の任期は前任者の任期の残りの期間とする。

第5条（各委員会の細則）

各種委員会は業務の推進を円滑に推進するため、必要に応じ細則を作る事ができる。

第6条（本細則の改廃）

本細則の改廃は評議委員会の決議による。

第7条（本細則の履歴）

2002(H14)年 3月 16日制定 2003(H15)年 3月 15日改正 2007(H19)年 7月 22日改正

2012(H24)年 7月 28日改正 2013(H25)年 3月 23日改正 2022(R 4)年 3月 19日改正

2022(R 4)年 7月 23日改正(2条④広報委員会を削除)